

医療費控除の注意

領収書がないと控除が受けられません。必ず、事前に集計を済ませておきましょう。

▶寝たきりの人のおむつ代

6カ月以上寝たきりで、医師の診断を受けている人が対象です。控除の申請には、医師が発行した「使用証明書」と「領収書」が必要です。

▶**介護保険に係る施設入所(通所)や訪問看護などの利用料**
医療費控除該当額が書いてある証明書(領収書)が必要です。施設からもらってください。自己負担額の全てが控除の対象ではありません。

・医療費控除額＝支払った医療費の額ではありません。控除額とは、保険などで補てんされた額を除き、10万円と「総所得金額などの合計額の5%」のいずれか少ない方の金額を差し引いた額です。

・領収書の添付が必要となりますので、国民健康保険などの高額療養費などの請求がある場合は、請求後に申告を行ってください。

年金収入の人の申告書作成会

年金収入以外に収入がなく、医療費控除や扶養控除などを申告する人の申告書作成会を先行実施します。

▶日時 2月7日(火) 南小・美咲野小学校区の人
2月8日(水) 大津小・東小校区の人
2月9日(木) 室小・護川小・北小校区の人
午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

▶場所 オークスプラザ研修室
※詳しくは広報おおづ1月号をご覧ください。

日曜の申告相談

熊本国税局が開設する申告相談会です。
▶日時 2月19日(日)・26日(日)午前9時から午後4時
▶場所 熊本西税務署・火の国ハイツ(熊本東税務署対応)

南九州税理士会菊池支部による無料申告相談会

■菊池会場
▶日時 2月3日(金)～14日(火)※土日祝を除く
午前9時から午後4時
▶場所 JA 菊池菊池中央支所
■大津特設会場
▶日時 2月11日(土)・12日(日)午前10時～午後4時
▶場所 町まちづくり交流センター
※雑損控除などの申告相談も可能です。
町役場駐車場をご利用ください。

知っていますか？ 障害者控除対象者認定書

町では障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者で介護保険の要介護・要支援認定情報により、障害者控除対象者認定書を交付しています。この認定書で所得税・住民税の申告時に控除を受けることができます。寝たきり度、認知度により判定しますので、要介護認定を受けていても該当しない場合があります。
●問い合わせ 役場福祉課 介護保険係 ☎096(293)3510

所得税

確定申告もお早めに

日時 2月16日(木)～3月15日(水)
午前9時～午後4時(土、日は休みです。提出は菊池税務署玄関の時間外収受箱をご利用ください)

場所 JA 菊池菊池中央支所2階会議室
(菊池市隈府852番地)

○確定申告をしなければならない人

▶昨年中の所得の合計額が基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除の額を超える人

▶サラリーマンで、給与の年収が2千万円を超える人や給与や年金以外の所得が20万円を超える人

▶給与・年金などの収入がある人で、年末調整や扶養控除・医療費控除などにより、源泉徴収されている所得税の還付を受ける人

詳しくは、広報おおづ1月号と一緒にご覧ください。



申告に必要な書類

▶本人、税の扶養とする人のマイナンバーカードのコピー(または、通知カードのコピーと運転免許証など)
▶給与、年金などの源泉徴収票(源泉徴収票がないと申告ができません。年金の場合は通知書とは異なります。確認してお持ちください)
▶印かん
▶生命保険料、地震保険料の控除証明書
▶国民年金納付証明書、任意継続保険領収書
▶農業、営業、不動産所得がある人は、収支(収入金額と必要経費)を取りまとめた収支計算書
経費などの金額が確認できる領収書や農協発行の計算書などの書類(税務署での申告の場合は不要)
▶医療費控除を受ける人は医療費の領収書、保険や高額医療の払戻額が分かる明細書
▶税務署から送付された申告書やお知らせハガキ
▶所得税が還付になる人は振込先の預金通帳 など

早めに正しく申告を！

申告の時期がやってきました。申告は、町県民税をはじめ、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、保育料、児童手当などの受給の判定や各種税証明などの基礎となります。必ず期間内に申告しましょう。

●問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117

今年度は災害の影響で仮設庁舎が申告会場となります。会場が狭くエレベーターもないため、混雑が予想されます。皆さんのご協力をお願いします。

町県民税申告相談会場に対応できない申告

～皆さんのご理解とご協力をお願いします～

以下の申告については「所得税」の申告会場(菊池市)で申告をお願いします。

▶家屋・家財・お墓などに損害があった場合の雑損控除の申告
(計算会で作成した計算書の内容に変更がない人を除く)

▶青色申告、消費税、贈与税、相続税の申告

▶譲渡所得の申告(土地・建物、株式などの譲渡)

▶山林所得の申告

▶配当、FX取引、先物取引などの所得がある場合の申告

▶過年度分の修正申告、更正の請求

雑損控除申告書作成会

～お墓の修理費も該当することがあります～

熊本地震により家屋・家財・お墓などに損害があった場合には雑損控除をはじめとした所得税(住民税)の軽減を受けられる場合があります。菊池税務署では、2月15日(水)まで、雑損控除申告書作成会を開催しています。

※源泉徴収票や収支に関する資料、マイナンバーのコピーもお持ちいただくと平成28年分の所得税申告も行うことができます。詳しくは「広報おおづ1月号」をご覧ください。

自宅でかんたん！ ネットで申告「e-Tax」

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続(①所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付請求および法定調書の提出などの申請・届出など)ができます。詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

町県民税

町県民税の申告相談を行います。

日時 2月16日(木)～3月15日(水)
午前9時～午前11時、午後1時～午後3時
(土、日は休みです)

場所 役場仮設庁舎2階 大会議室

○町県民税の申告をしなくてよい人

▶所得税の確定申告をする人

▶給与以外に所得がなく年末調整が済んでいる人

▶公的年金以外に収入がなく、年金収入が98万円以下の人
※扶養控除や医療費控除などがお済みでない人は、申告をしてください。

※障害者年金や遺族年金など非課税所得がある人で、平成29年1月1日現在に大津町在住の親族の税の扶養になっていない人は申告が必要です。

※今年度は校区ごとに申告日を割り振っています。

※相談者が多いときは早めに締め切ることがあります。
※なお、売り上げが1,000万円を越えない農業収入のある人(白色申告のみ。青色申告不可)は、校区にかかわらず3月8日(水)～10日(金)にお越しください。

■校区別日付割り当て表

日付	対象校区	日付	対象校区
2月16日(木)	美咲野小	3月2日(木)	室小
17日(金)	美咲野小	3日(金)	南小・東小
20日(月)	美咲野小	6日(月)	南小・東小
21日(火)	大津小	7日(火)	南小・東小
22日(水)	大津小	8日(水)	農業所得のある人
23日(木)	大津小	9日(木)	農業所得のある人
24日(金)	大津小	10日(金)	農業所得のある人
27日(月)	室小	13日(月)	北小・護川小
28日(火)	室小	14日(火)	北小・護川小
3月1日(水)	室小	15日(水)	北小・護川小